

成29年度 団体戦3月競技会

ローカルルール

- アウトオブバウンズ(規則27-1)
 - アウトオブバウンズの境界は白杭または境界線(太い白線)をもって標示する。
 - 現にプレーするホールにおいて、アウトオブバウンズの境界を超えて他のホールのインバウンズに止まっても、その球はアウトオブバウンズとする。
- ラテラル・ウォーターハザード(規則26)

ラテラル・ウォーターハザードは赤杭または赤線をもってその限界を標示する。線と杭が併用されている場合は線がその限界を標示する
- 修理地(規則25-1)

修理地は青杭または白線をもってその限界を標示する。杭と線が併用されている場合は線がその限界を表示する。

 - 張り芝の継ぎ目:規則付 I (B) 4eを適用する。(ゴルフ規則163ページ参照)

スルーザグリーンの張り芝の継ぎ目(その芝自体を除く)は修理地とみなされる。しかしながら、継ぎ目がプレーヤーのスタンスの障害となっても、それ自体は規則25-1に基づく障害とはみなされない。球がその継ぎ目の中にあるか、触れている場合、またはその継ぎ目が意図するスイング区域の障害となる場合、規則25-1に基づいて救済を受けることができる。張り芝の区域内のすべての継ぎ目は同じ継ぎ目とみなされる。このローカルルールの違反の罰は、2打。
 - No4. においてクローズド(Closed)の標示のある予備グリーンはプレー禁止の修理地(スルーザグリーン)とし、その上に球が当たる場合及びスタンスがかかる場合、競技者は、ゴルフ規則25-1b(i)の救済を受けなければならない。このローカルルールの違反の罰は、2打。
 - 明らかにイノシシが掘り起こした跡は、青杭または白線がなくても修理地として扱うことができる。
- 動かさない障害物(規則24-2)
 - 排水溝
 - 人工の表面を持つ道路に接した排水溝(その道路の一部とみなす)
 - 動かさない障害物と定義づけられている区域に近接し白線が引かれた区域は、修理地ではなく、その障害物の一部とみなす。
 - 防球ネットが障害物となる場合、その障害物の上を超えたり、中や下を通さずにニアレスポイントを決めなければならない。このローカルルールの違反の罰は、2打。
- コースと不可分の部分
樹木保護のための巻物施設(まき網など)はコースと不可分の部分とする。
- スルーザグリーンで、地面に自分で作ったピッチマークに球がくい込んでいるときは、その球は罰なしに拾い上げてふき、ホールに近づかず、しかも球の止まっていた箇所にてできるだけ近い所にドロップすることができる。ドロップの際、球はスルーザグリーンのコース上に直接落ちなければならない。
- プレーヤーの球がパッティンググリーン上にある場合、その球やボールマーカーがプレーヤーやパートナー、相手、またはそのいずれかのキャディーや携帯品によって偶然に動かされても罰はない。

その球やボールマーカーは規則18-2, 18-3, そして規則20-1に規定されている通りにリプレイスされなければならない。
このローカルルールはプレーヤーの球やボールマーカーがパッティンググリーン上にあり、いかなる動きも偶然である場合にだけ適用する。

競技の条件

- ゴルフ規則
日本ゴルフ協会ゴルフ規則とこの競技のローカルルールを適用する。
- 競技委員会の裁定
競技委員会は、競技の条件を修正する権限を有し、全ての事項についてこの委員会の裁定は最終である。
- 使用球の規格
「公認球リストの条件 付属規則 I (c) 1b)を適用する。
- プレーの中断と再開
 - プレーの中断(落雷などの危険を伴わない気象状況)については、ゴルフ規則6-8b, c, dに従って処置すること。

(2) 険悪な気象状況にあるため、委員会の決定によりプレーが中断となった場合、同じ組の競技者全員がホールとホールの間にいたときは、各競技者は委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。

1ホールでのプレーの途中であったときは、各競技者はすぐにプレーを中断しなければならず、そのあと、委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。競技者がすぐにプレーを中断しなかったときは、ゴルフ規則33-7に決められているような、罰を免除する正当な事情がなければ、その競技者は競技失格とする。

この条件の違反の罰は競技失格(ゴルフ規則6-8b注)。

(3) プレーの中断と再開について

通常のプレー中断: 競技委員を通して連絡する。

険悪な気象状況による即時中断: 1回の長いサイレンまたは競技委員を通して連絡する。

プレーの再開: 競技委員を通して連絡する。

5. 練習

ホールとホールの間では、プレーヤーは最後にプレーしたホールのパッティンググリーン上やその近くで練習ストロークをしてはならないし、球を転がすことによって最後にプレーしたホールのパッティンググリーン面をテストしてはならない。

この条件の違反の罰や処置は「ゴルフ規則付属 I (c) 5b」を適用する。

6. 移動

委員会が別途認めた場合を除き、プレーヤーは、正規のラウンド中、いかなる移動用の機器にも乗ってはならない。

この条件の違反の罰や処置は「ゴルフ規則付属 I (c) 8」を適用する。

7. キャディー

正規のラウンド中、プレーヤーのキャディー使用は禁止する。

この条件の違反の罰や処置は「ゴルフ規則付属 I (c) 2」を適用する。

8. ゴルフシューズ

正規のラウンド中(公式指定ラウンドも含む)、プレーヤーが金属製・セラミック製、または委員会それと同様と認めた鋳を有するゴルフシューズを使用することを禁止する。

この条件の違反の罰は競技失格とする。

10. 競技の終了時点

本競技は競技委員長の成績発表がなされた時点をもって終了したものとする。

11. 競技の成立

本競技の参加者全員が正規のラウンドを終了できなかった場合、委員会は競技成立について別途定めるものとする。

12. スタート時間(規則6-3a注)

ゴルフ規則33-7に規定するような、競技失格の罰を免除する事情がないときは競技者が自分のスタート時間後、5分以内にプレーできる状態でスタート地点に到着したときは、遅刻の罰は最初のホール2打。5分を超える遅刻の罰は競技失格。

注 意 事 項

1. 競技の条件やローカルルールに追加又は変更のある場合は、スターティングホールのティーインググラウンド付近に告示する。
2. プレーの進行に留意し、先行組との間隔を不当にあけた場合(15分以上又は1ホール以上)、罰打2を科す場合がある。
3. ティーマーカーは高校生・中学生男子は青色、高校生女子・中学生女子・小学生5年生以上男子は白色、小学生5年生以上女子ゴールド色、小学生4年生以下は赤色とする。
4. プレー中は帽子を着用すること。(サンバイザーは不可)
5. ハーフターン時、プレーに遅延にならない限り、クラブハウスに立ち入ることができる。
6. 昼食は、ハーフ終了後40分以内ですませること。レストランの使用は可能です。
7. コース内での携帯電話は緊急時以外使用しないこと。
緊急時は059-262-4011(白山ヴィレッジGC)まで連絡のこと。
8. 役員・選手以外は、1番ティーインググラウンド付近及び9番ホールグリーン付近以外は立ち入り禁止とする。
9. 距離測定器の使用は禁止する。

追記 1. スタート前の打球練習はコインを各自でゴルフ場フロントにて購入し、指定された場所を使用すること。

2. 9:20より「かりん」にて開会式を行います。選手は必ず全員参加すること。やむを得ない事情のある場合は事前に大会事務局へ連絡すること。

競 技 委 員 長